

荒尾市水道事業包括委託
(第2ステージ)

基本契約書(案)

令和2年8月

荒尾市企業局

目 次

第1条	(目的).....	1
第2条	(公共性の趣旨の尊重等).....	1
第3条	(定義).....	1
第4条	(事業期間).....	1
第5条	(本事業に係る契約).....	2
第6条	(本業務の概要).....	2
第7条	(株主の表明及び保証).....	2
第8条	(財務書類等の提出).....	3
第9条	(権利義務の譲渡の禁止).....	3
第10条	(業務委託契約上の権利義務の譲渡の禁止).....	4
第11条	(債務不履行等).....	4
第12条	(秘密保持義務).....	4
第13条	(準拠法及び管轄裁判所).....	4
第14条	(協議).....	5

荒尾市（以下「市」という。）並びに[SPCの名称]（以下「SPC」という。）、SPCへ出資する企業として代表企業[]、構成企業[]及び構成企業[]（以下、総称して「株主」という。）及びSPCへ出資しない企業として構成企業[]（以下、「協力企業」といい、株主及び協力企業を総称して「選定事業者」といい、SPC及び選定事業者を総称して「受託事業者」という。）とは、荒尾市水道事業包括委託（第2ステージ）（以下「本事業」という。）に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

（目的）

第1条 基本契約は、市及び受託事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

2 基本契約の履行に関して市と受託事業者との間で用いる用語は、日本語とする。

（公共性の趣旨の尊重等）

第2条 受託事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 市は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（定義）

第3条 基本契約において使用する用語の意義は、基本契約にて別途定義されている用語を除き、以下のとおりとする。

- (1) 「業務委託契約」とは、市とSPCとの間で締結される「荒尾市水道事業包括委託（第2ステージ） 業務委託契約書」をいう。
- (2) 「公募要領等」とは、市が本事業の公募型プロポーザル手続きにおいて公表したもの一切（これに係る回答書を含む。）をいう。
- (3) 「業務要求水準書」とは、本事業における業務の実施において、SPCが達成しなければならない市が要求する水準を示す書類をいい、その内容の詳細は市が令和2年[7]月[]日に公表した公募要領等のうち業務要求水準書（これに係る質問回答書を含む。）によるものとする。なお、公募型プロポーザル手続において提出した事業者提案に基づいて、業務委託契約締結時までに業務要求水準書が変更された場合、又は業務委託契約に基づき業務要求水準書が変更された場合は、それらの変更を含むものとする。
- (4) 「事業者提案」とは、本事業の選定事業者が本事業の公募型プロポーザル手続において、市に提出した業務提案資料及び当該資料を詳細に説明する目的で、選定事業者が作成して市に提出した補足資料その他一切の説明、補足文書並びに選定事業者が公募要領及び業務要求水準書の規定に従い市に対して提出した本事業に関する提案をいう。
- (5) 「法令等」とは、法律、政令、省令、命令、条例、規則、規程、若しくは通達、ガイドライン又は裁判所の判決、決定及び命令、仲裁裁判所若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、及び措置等をいう。
- (6) 「本事業期間」とは、業務委託契約に基づきSPCが本事業における業務を実施する期間をいう。

(事業期間)

第4条 本事業期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、業務委託契約締結日から令和3年3月31日までは引継ぎ期間とする。

(本事業に係る契約)

第5条 市とSPCは、令和2年12月[]日までを目途として、業務委託契約を締結する。

(本業務の概要)

第6条 本事業に係る業務（以下「本業務」という。）の概要は、以下に定めるとおりとする。なお、詳細については業務委託契約及び業務要求水準書によるものとする。

- (1) 経営及び計画支援業務
- (2) 管理支援業務
- (3) 営業業務
- (4) 設計建設業務
- (5) 維持管理業務
- (6) 危機管理対応業務

2 本業務に係るサービス対価は、業務委託契約の規定に基づき、支払われるものとする。

(株主の表明及び保証)

第7条 株主は、本業務を担当させるために、受託事業者の一員として、SPCを適法に設立¹したものであることを確認する。

2 株主は、SPCの設立及び本業務の遂行に関して締結した株主間の契約が、次の各号に定める事項を含み、また、株主が各号に定める事項への合意を行っていることをここに表明し、保証するとともに、本事業期間にわたってこれらを遵守することを誓約する。

- (1) SPCの本店所在地は、熊本県荒尾市とすること。
- (2) SPCが目的とする業務は、本業務及び基本契約においてSPCが担当すべきとされる業務のみとすること。
- (3) SPCの資本金は、本事業の開始前までに10,000千円以上とし、本事業が終了するまでこれを維持すること。
- (4) 代表企業の株式保有割合は、SPCの設立時から本事業が終了するまでの間を通じて50%を超える保有割合を維持すること。
- (5) 基本契約の締結後直ちに、株主は、業務委託契約上の市のSPCに対する一切の債権（業務履行請求権を含むが、これに限られない。以下「被担保債権」という。）を担保とするため、株主が所有し、SPCが発行する株式全部（以下「本件株式」という。）の上に、市のため第一順位の質権を設定し、対抗要件を具備するために必要な措置をとること。
- (6) SPCが株式、新株予約権、新株予約権付社債又はこれらに類似する有価証券の発行をする

¹ 市が認めたときは、株主は新たにSPCを設立することを要しない。既存の会社をSPCとする場合には、市が必要と認める基本契約の修正を行うものとする。

場合には、市の書面による事前の承諾を得なければならないこと。

- (7) 株主は、市の事前の書面による承諾なく、SPC に係る新株予約権、新株引受権（株主として SPC に係る株式の割当を受ける権利。以下同じ。）又はこれらに類似する権利を行使してはならないこと。
- (8) SPC に係る新株予約権の株主への付与若しくは株主による取得があつた場合、新株引受権の株主への付与若しくは株主による取得があつた場合、その他 SPC に係る新株の株主への付与若しくは株主による取得があつた場合、又はその他これらに類似する権利の株主への付与若しくは株主による取得があつた場合には、被担保債権を担保するため、当該新株予約権、新株引受権、新株式又はこれらに類似する権利に、第 5 号に準じて質権を設定し、対抗要件を具備するために必要な措置をとること。
- (9) 株主は、市の同意なくして SPC の株式、新株予約権、新株引受権又はこれらに類似する権利の譲渡、並びにこれらに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
- (10) 株主は、SPC が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、SPC への追加出資又は劣後融資に応じること（なお、株主は当該追加出資又は当該劣後融資の額（ただし、追加出資又は劣後融資の累積総額の上限は、SPC の契約期間中の業務委託に係る当該年度の委託費の総額（ただし、変動費を除く。）とする。）を SPC への出資割合に応じて按分した額を各自負担することを原則とするが、株主間にてこれと異なる負担割合の取り決めをし、これを市が承認した場合には当該取り決めに従う。）、その他市が適切と認める支援措置を講ずることにより、SPC を倒産させないよう最大限努力をするものとし、SPC が業務委託契約上の債務を履行できるように、最大限の努力をすること。
- (11) SPC が業務委託契約を実施するための人員を確保すること及び株主がこれに協力すること。
- (12) 株主は、SPC が株主以外の者に対して株式、新株予約権、新株予約権付社債若しくはこれらに類似する有価証券の発行をする場合、又は株主が株主以外の者に対して SPC の株式、新株予約権、新株引受権若しくはこれらに類似する権利を譲渡する場合、当該株主以外の者をして、基本契約及び本項に定める株主間の契約に合意させ、これらを締結させること。
- 3 株主は、各自の保有する議決権を行使して、前項第 1 号から第 3 号に記載する内容に反して、SPC の本店所在地、目的又は資本金額を変更させてはならない。但し、市の承諾を得た場合は、変更できるものとする。
- 4 SPC は、基本契約締結後速やかに、市に対し定款の写しを提出するものとする。なお、その後定款を変更したときには、速やかに変更後の定款の写しを市に対し提出するものとする。
- 5 SPC は、第 2 項第 6 号に規定する市の承諾を得て、株主以外の者に対して第三者割当増資を行ったときは、新しく株主になった者の住所及び氏名又は商号を市に通知するものとする。株主が、同項第 9 号に規定する市の同意を得て、株主以外の者に対して株式、新株予約権、新株引受権又はこれらに類似する権利を譲渡したときも同様とする。
- 6 株主は、第 2 項各号に規定される義務違反に基づく市への損害賠償義務を連帶して履行することを市に誓約するものとする。

（財務書類等の提出）

第 8 条 SPC は、本事業が終了するまでの間、経営の健全性及び透明性を確保するために、各事

業年度最終日より 3 ヶ月以内に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 435 条第 2 項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を市に提出しなければならない。市は、上記書類及び報告を確認し、疑義がある場合には、SPC に対して質問等を行うことができるものとする。この場合、SPC は、市の質問に誠意をもって回答しなければならない。

- 2 代表企業は、SPC の設立時から本事業が終了するまでの間、前項の他に代表企業に関する経営状況及び会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（代表企業が会計監査人設置会社であるか否かを問わず、公認会計士又は監査法人による監査済みのものに限る。）を、代表企業の毎事業年度最終日より 3 ヶ月以内に、市に提出しなければならない。市は、上記書類及び報告を確認し、疑義がある場合には、代表企業に対し質問等を行うことができるものとする。この場合代表企業は、市の質問に誠意をもって回答しなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第 9 条 市及び受託事業者は、相手方の事前の承諾なく、基本契約上の権利義務につき、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

- 2 市又は受託事業者が前項の規定に違反した場合には、相手方は、基本契約及び業務委託契約の一切を解除することができる。

（業務委託契約上の権利義務の譲渡の禁止）

第 10 条 市及び SPC は、相手方の事前の承諾なく、業務委託契約上の権利義務につき、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

- 2 市又は SPC が前項の規定に違反した場合には、相手方は、基本契約及び業務委託契約の一切を解除することができる。

（債務不履行等）

第 11 条 市及び受託事業者は、故意又は過失により基本契約上の義務を履行しないことにより、相手方に損害を与えた場合、その損害を合理的な範囲内で賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

第 12 条 市及び受託事業者は、基本契約に関連して相手方から秘密情報として知り得た情報を責任をもって管理し、基本契約の履行以外の目的で係る情報を使用してはならず、基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密に規定する情報に含まれないものとする。
- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方に対する開示の後に、市又は受託事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、公知となった情報
 - (4) 市及び受託事業者が、基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により同意した情報
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、市及び受託事業者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾

を要することなく、相手方に事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、係る事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等（荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。その後の改正を含む。）を含む。）に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 市又は受託事業者と守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合

（準拠法及び管轄裁判所）

第13条 基本契約は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、基本契約に関する紛争は、熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（協議）

第14条 基本契約に定めのない事項又は定める事項に疑義が生じた場合は、市及び受託事業者が協議して定めるものとする。

（以下余白）

基本契約の成立締結を証するため、本書〔 〕通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

市) 所在地 荒尾市増永 1903 番地
氏名 荒尾市企業局
(代表者) 荒尾市企業管理者

受託事業者)

(S P C)

[所在地]

[氏 名]

(株主：代表企業)

[所在地]

[氏 名]

(株主)

[住 所所在地]

[氏 名]

(協力企業)

[所在地]

[氏 名]